

上野原市教育委員会告示第2号

上野原市物価高騰対応小中学校等入学準備金保護者負担軽減事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年1月29日

上野原市教育委員会教育長 小澤 勇人

上野原市物価高騰対応小中学校等入学準備金保護者負担軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、家計における教育費負担が深刻化している状況を踏まえ、児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、児童生徒が小中学校等に入学する際に必要となる入学準備金について、予算の範囲内で上野原市物価高騰対応小中学校等入学準備金保護者負担軽減事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、上野原市補助金交付規則（平成17年上野原市規則第53号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号。第3号において「法」という。）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- (2) 保護者等 児童生徒の保護者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 小中学校等 法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校の前期課程及び後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特

別支援学校の小学部及び中学部をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年2月1日において、児童生徒及びその保護者等が本市の住民基本台帳に記録され、現に本市に居住していること。
- (2) 児童生徒及びその保護者等が児童生徒の入学後も本市に継続して居住する意思を有していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、小中学校等に入学する児童生徒1人につき5万円とする。

2 義務教育学校の前期課程及び後期課程、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に入学又は進級する者は、前項の規定を準用するものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和8年3月31日までに上野原市物価高騰対応小中学校等入学準備金保護者負担軽減事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、上野原市物価高騰対応小中学校等入学準備金保護者負担軽減事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条の補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。
(申請が行われなかつたときの取扱い)

第8条 市長が、第6条の規定により交付決定を行つた後、申請者の不備による振込不能等があり、担当職員が確認等に努めたにもかかわらず、指定する期限までに申請書の補正が行われないときその他申請者の責に帰するべき事由により交付ができなかつたときは、当該申請が取り消されたものとみなすものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
。

附 則 (施行期日)

- 1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。
- 3 この告示に基づき交付された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

上野原市長 宛

（申請者：保護者等）

住 所 上野原市

氏 名

電話番号

上野原市物価高騰対応小中学校等入学準備金保護者負担軽減事業
補助金交付申請書兼請求書

私が監護する次の対象児童生徒の小中学校等への入学にあたり、上野原市物価高騰対応小中学校等入学準備金保護者負担軽減事業補助金の交付を受けたいので、上野原市物価高騰対応小中学校等入学準備金保護者負担軽減事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請及び請求します。

なお、本申請の審査にあたり、担当職員が住民基本台帳等を確認することに同意します。

1 対象児童生徒

児童生徒氏名	申請者との続柄	生年月日	入学する学校名

※令和8年2月1日において、児童生徒及びその保護者等が本市に住所を有し、両者が児童生徒の入学後も本市に継続して居住する意思を有することが補助金交付の要件です。

2 補助金の申請（請求）額 50,000円× 人=計 円

3 補助金の振込先 ※口座名義は、申請者と同一としてください。

金融機関名	銀行・農協 信金・信組 ()	本店・支店 本所・支所 ()
預金種目	普通（総合）・当座・その他（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

4 関係書類

- (1) 振込先口座を確認できる書類（振込先預金通帳等の写し）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年　　月　　日

様

上野原市長

印

上野原市物価高騰対応小中学校等入学準備金保護者負担軽減事業
補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった上野原市物価高騰対応小中学校等入学準備金保護者負担軽減事業補助金について、次のとおり交付（不交付）を決定したので、上野原市物価高騰対応小中学校等入学準備金保護者負担軽減事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 対象児童生徒氏名

2 交付決定額 50,000円 × 人 = 円

3 振込予定日　　年　　月　　日

4 不交付の理由